

文化庁長官官房著作権課長 殿

専門図書館協議会

【「著作権法施行令の一部を改正する政令案」への意見】

1. 項目：政令案 I 障害者福祉関係 ①視覚障害者等関係 ②聴覚障害者等関係
2. 意見：「法第 37 条第 3 項関係⑤」および「法第 37 条の 2 第 2 号関係③」の図書館法第 2 条第 1 項の図書館の条件として「また、その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定。」について。

(1) 図書館法第 2 条第 1 項において、一般公衆の利用に供する図書館の定義がすでになされています。著作権法施行令において、この図書館法第 2 条第 1 項の図書館に対して限定要件を付すことは、図書館法が認める一般公衆の利用に供する図書館の範囲を狭め、図書館法の精神と矛盾するものではないかと考えます。

図書館法は、私立図書館を公益社団法人若しくは公益財団法人に限定することはしていません。実際これまでに、旧民法 34 条の公益法人が設置する私立図書館は、各法人の設立目的に沿って自主的かつ独自性を持って、国民の教育と文化の発展に寄与してきた経緯があります。

著作権法施行令第 1 条の 3（図書館資料の複製が認められる図書館等）の第一において、図書館法第二条第一項の図書館を挙げていることから、一般社団法人若しくは一般財団法人においてもその設置する私立図書館の、公益的な活動と立場が認められているものと理解できます。

これを設置主体に着目して限定を付すことは、私立図書館の公益性を正確に反映したものとは言えません。今後とも一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する私立図書館が、特定の公益事業を推進し付帯事業としての役割を遂行する場合も多いと想定します。障害者サービスの拡大については大変良いことであると評価いたしますが、その障害者が私立図書館の所蔵する資料及び情報を利用するに当たって、限定要件が付加されることは今回の改正の主旨にそぐわないと考えます。

以上のことから、「法第 37 条第 3 項関係⑤」および「法第 37 条の 2 第 2 号関係③」の図書館法第 2 条第 1 項の図書館の条件として、「その設置主体を地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定」することには反対であります。

(2) 今回の著作権法施行令は、平成 22 年 1 月 1 日施行とされていますが、現在の特例民法法人の取り扱いが明記されていません。公益法人制度改革による新法人への移行期間内は、設置主体に特例民法法人を認める必要があります。

また、公益法人制度改革はいまだ移行段階であり、新制度が従来に増して真に国民への公益性を図れるのかその推移を見守る必要があります。現時点で公益社団・公益財団に限定した要件を付加することは早計であると考えます。

以上